

大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果等について

山形労働局監督課

厚生労働省では、これまでも学生アルバイトの労働条件の確保のため、監督指導や関係法令の周知・啓発等を行ってきましたが、学生アルバイトを巡る労働条件や学業への影響等の現状及び課題を把握した上で、より適切な対策を講じるため、大学生等を対象にアルバイトに関する意識等調査を実施し、その結果をとりまとめました。

意識等調査結果、各事業主に取り組んでいただきたい事項についてお知らせします。

1 意識等調査結果について（アルバイト経験のある大学生、大学院生、短大生、専門学校生 1,000 人）

(1) 経験したアルバイトについて

学生が経験した業種は、コンビニエンスストア、学習塾、スーパーマーケット、居酒屋の順に多かった。

(2) 労働条件の明示について

学生が経験したアルバイトのうち、58.7%が書面で労働条件を明示されなかったと回答（うち、口頭ですら明示されなかったのは19.1%）

(3) 学生が経験したトラブルについて

学生が経験したアルバイトのうち、48.2%で何らかの労働条件に関するトラブルがあったと回答

- ・トラブルのうち、労働基準法違反のおそれがあるものは以下のとおり。

準備や片付けの時間に賃金が支払われなかった	13.6%
1日に労働時間が6時間を超えても休憩がなかった	8.8%
実際に働いた時間の管理がなされていなかった	7.6%
時間外や休日、深夜労働について割増賃金が支払われなかった	5.4%

- ・その他、労使間のトラブルとしては、以下のとおりシフトや仕事内容についてのものが多かった。

採用時に合意した以上のシフトを入れられた	14.8%
一方的に急なシフト変更を命じられた	14.6%
採用時に合意した以上の仕事をさせられた	13.4%
一方的にシフトを削られた	11.8%

(4) アルバイトによる学業への支障について（主なもの）

試験の準備期間や試験期間に休みをもらえない、シフトを入れられた、シフトを変更してもらえなかった

シフトを多く入れられたり、他の人の代わりに入れられたり、変更してもらえなかったため授業に出られなかった

2 各事業主に取り組んでいただきたい事項

(1) 労働基準関係法令の遵守

- ・労働契約の締結の際の労働条件の明示（労働基準法第15条）
- ・賃金の適正な支払い（労働基準法第24条、第37条）
- ・休憩時間の確保（労働基準法第34条） 等

(2) 学業とアルバイトとの適切な形での両立

- ・シフト設定に際しての配慮等

詳しくは、こちら URL:<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000103577.html>